

指定障害福祉サービス事業所

ワーカーズゆたか

サービスガイド

(重要事項説明書 2026.4.1 改訂)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、ご利用者に対して指定障害福祉サービス（就労継続支援B型）を提供します。

当サービスの利用は、原則として訓練等給付の支給決定を受けた方が対象となります。

社会福祉法人亀田郷芦沼会

ワーカーズゆたか

当事業所は新潟県の指定を受けています

(事業者番号1510101304)

もくじ

1. 事業者の概要	1ページ
2. 事業の目的と運営方針	1ページ
3. 事業所の概要	2～3ページ
4. 職員の配置状況	4ページ
5. 当事業所が提供するサービス	4～6ページ
6. 利用料金	6～7ページ
7. 受給者証の確認	7ページ
8. ご利用者の記録や情報の管理、開示について	7ページ
9. 事故発生時の対応	7～8ページ
10. 苦情・要望・及び虐待防止に関する窓口について	8ページ
11. 安全対策・非常災害時の対策	8ページ
12. 当事業所をご利用の際の注意事項	8～9ページ
13. 第三者評価の実施状況	9ページ

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 亀田郷芦沼会
法人所在地	新潟県新潟市東区はなみずき 2 丁目 3 番 7 号
代表者氏名	理事長 川瀬裕
設立年月日	昭和 55 年 11 月 19 日

2. 事業の目的と運営方針

事業所の種類	指定就労継続支援 B 型
事業所の名称と目的	ワーカーズゆたか (平成 21 年 3 月指定 新潟県 1510101304 号)
	【就労継続支援 B 型】 当事業所内において、雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、生産活動に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。
定員	20 名
主たる対象者	知的障がい者
事業所の所在地連絡先	新潟県新潟市東区豊 1 丁目 11 番 10 号 (TEL 025-270-3946)
管理者	藤原 舞
サービス管理責任者	藤原 舞
事業所の運営方針	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努めるものとする。
事業所の開設年月日	平成 17 年 4 月 1 日

3. 事業所の概要

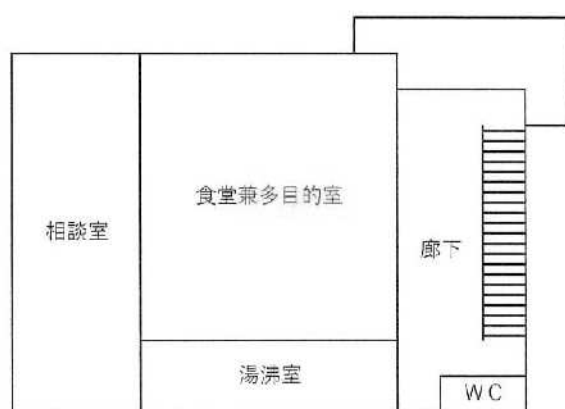
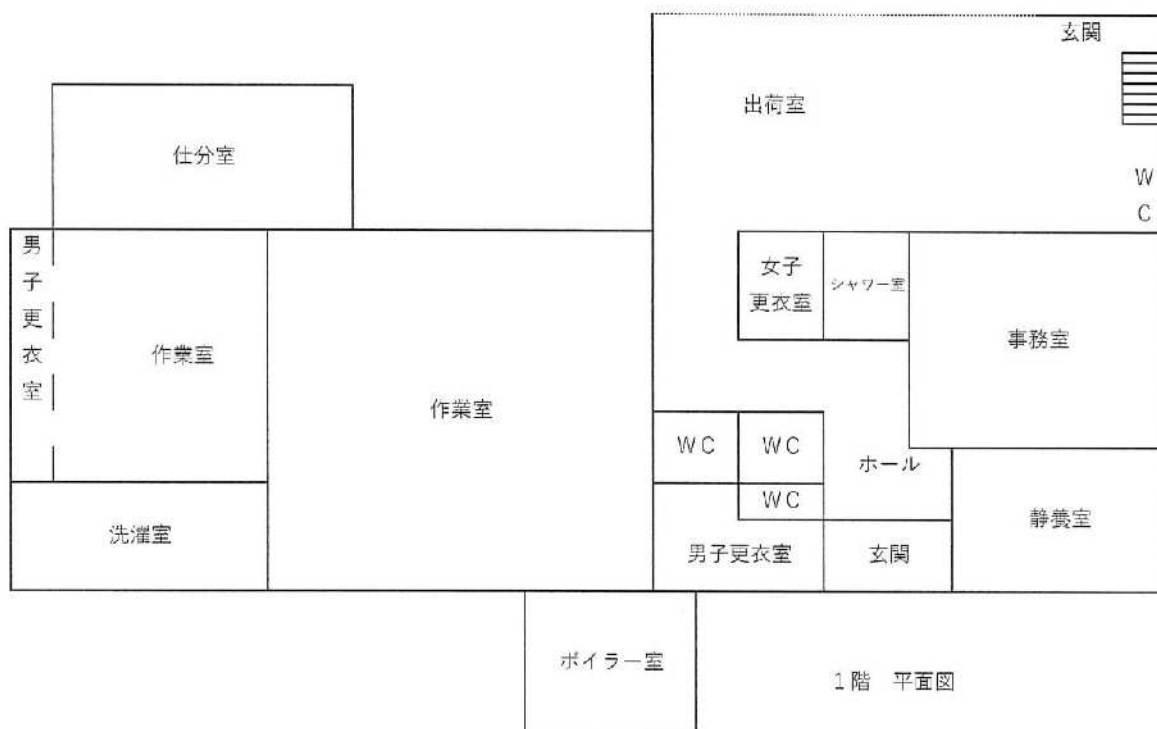
(1) 開所日

月曜日から土曜日、及び祝日

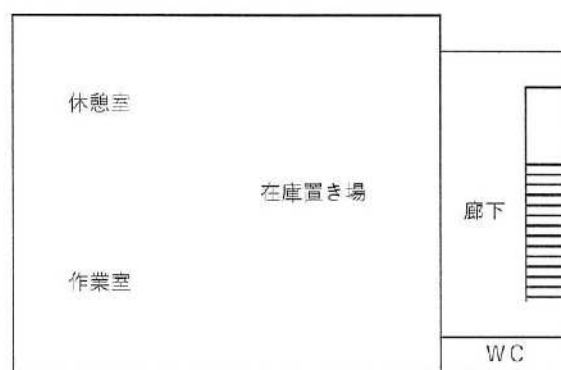
(2) 建物及び設備

	構造	木造平屋建＋軽量鉄骨 3 階建		
	延べ床面積	468.83 m ² (1・2 階部分)		
建物	【設備の種類】	【室数】	【面積 (m ²)】	【備考】
	食堂	1	46.24	
	作業室	2	129.18	乾燥・プレス室 99.37
	仕分け室	1	51.55	
	洗濯室	1	26.50	
	出荷室	1	84.98	
	更衣室	2	19.67	男性 12.42 女性 7.25
	ボイラー室	1	9.92	
	静養室	1	19.87	
	事務室	1	34.78	
	相談室	1	30.38	
事業所設備の種類	訓練・作業室	仕分,洗濯,乾燥,プレス等		
	相談・静養室	各 1 ケ所		
	食堂	1 ケ所		
	洗面所	3 ケ所		
	更衣室	男性 2 ・ 女性 2		
	トイレ	男性 2 ・ 女性 3		
	消火その他災害対策	火報装置,消火器,セキュリティシステム		

(3) 平面図



2階 平面図



3階 平面図

4. 職員の配置状況

主な職員の配置状況

職種	常勤換算(※)	常勤	非常勤
1. 管理者（施設長）	0.4	1	
2. サービス管理責任者	0.9	2	
3. 職業指導員	0.7	1	
4. 生活支援員	5.2	3	3
5. 目標工賃達成指導員	1	1	
6. 送迎員	0.5		1
7. 事務員	0.5		1

職員の配置は、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、それ以上に配置しています。

5. 当事業所が提供するサービス

（１）訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
生産活動の機会の提供	<作業内容> ① クリーニング作業 ② 公園清掃 <工賃の支払い> 生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、別に定める工賃支給規程に基づいて支給します。 ・工賃－毎月 25 日（25 日が休日の場合は、前日）
相談及び援助	ご利用者及びご家族が希望する生活や、ご利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談・助言・援助等を行います。

訪問支援	3ヶ月以上継続してサービスを利用しているご利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用が出来なかった場合は、支援計画に基づきあらかじめご利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。
求職活動等の支援	求職活動の希望があった場合、関係機関と連携を取り、ご利用者の適性に応じて、求職活動の支援を行います。
送迎サービス	希望により送迎を行います。
健康管理	・常に、ご利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。 協力医療機関：風の笛クリニック ・必要に応じて服薬の管理・支援を行います。 ・毎朝のラジオ体操を実施します。 ・希望される方に年1回健康診断を実施し、健康維持及び生活習慣病・機能低下、老化防止対策等の指針とします。

(2) 訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	事業所で注文することができます。(ぐるめし本舗新潟店) ご自宅からお弁当を持参しても構いません。	ぐるめし本舗が提供するお弁当額
行事費等	事業所の行事等の費用	実費負担
	水分補給のためのお茶や特別メニューとして提供する昼食、休憩時に提供するお菓子等に要する費用。	利用日1日につき10円
駐車場(利用できない場合もあります。)	自家用車で事業所に通う方。※事前に駐車場使用届出書と車の任意保険の写しが必要です。また、事故に関しては、当事業所は責任を負いかねますのでご了承ください。※職員のマイカー通勤管理規程を遵守します。	1日70円(1か月最大1,500円)

その他	① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用。 ②訓練等給付費から支給されない日常生活上の諸費用。	実費負担
-----	--	------

〈サービスの概要〉

全ての支援は「個別支援計画」に、基づいて行われます。この「個別支援計画」は、ご利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、ご利用者の同意をいただくものです。なお、「個別支援計画」は、ご利用者に同意をいただいたのちに交付いたします。

〈スケジュール〉

項目	時間	項目	時間
出勤・作業準備・清掃	8 : 3 0	作業	1 3 : 0 0
朝礼・体操	9 : 0 0	作業終了・退勤	1 5 : 0 0
作業	9 : 0 5		
昼食・昼休み	1 2 : 0 0		

6. 利用料金

当事業所が提供するサービスと利用料金

- ①ご契約者のサービス種別に応じたサービス利用料金の1割
- ②食費、行事費等の合計金額をお支払いいただきます。

※ご負担いただくサービス利用料金については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された負担上限月額内となります。

【食事について】

事業所で注文することができます。（ぐるめし本舗新潟店）

ご自宅からお弁当を持参しても構いません。

【休む場合について】

- ・事業所をお休みする場合は、当日の8 : 3 0までにご連絡ください。
- ・尚、当日お弁当を注文されている方で9時以降のお申し出の場合、キャンセル料（お弁当代）をいただく場合があります。

【利用料金・費用のお支払い方法】

前記①、②の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月末日までにご請求しますので、その翌月末日までに原則として以下の方法でお支払いください。

- 金融機関口座からの自動引き落とし（手続きについては別途ご説明いたします。）

※手数料は施設が負担します。

- 指定口座へのお振込み ※手数料はご負担していただきます。

・第四北越銀行中山支店 普通預金 口座番号 1 3 8 8 6 1 9

口座名義：社会福祉法人亀田郷芦沼会 ワーカーズゆたか 管理者 藤原 舞

7. 受給者証の確認

住所及び利用者負担額、支給量など受給者証の記載内容に変更があった時や、年度ごとの更新で新しい受給者証が届いた際には速やかに事業所に提出をお願いいたします。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

- (1) 事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

○閲覧・複写ができる窓口業務時間 午前 9：30～午後 3：00

- (2) ご利用者の個人情報については、当法人の個人情報保護方針にそった対応を行います。市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合、ご利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて、必要となる場合に情報提供をさせていただきます。

9. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合には県、市町村及びご利用者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものと

します。

また、万一の事故に備えて施設賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

10. 苦情・要望及び虐待防止に関する窓口について

当事業所ご利用相談窓口	受付担当者：小林 恵子（ワーカーズゆたか主任支援員） 解決責任者：藤原 舞（ワーカーズゆたか管理者兼サービス管理責任者） 第三者委員：坂井 ノリ子（025-274-6000） 阿部 さよ子（025-274-8576） ※また玄関に「ご意見箱」を設置しております。
行政機関	① 新潟市障がい福祉課（就労支援係）025-226-1249 ② 「新潟県運営適正化委員会」 025-281-5609 ※新潟県社会福祉協議会にある苦情解決のための窓口 苦情解決責任者や第三者委員との話し合いで苦情が解決出来なかった場合

11. 安全対策・非常災害時の対策

①安全対策

別途定める防犯マニュアルにより、不審者等に対する日常の防犯対策と、ご利用者・職員が危険にさらされた際に適切に対応するための対策を講じます。

②災害対策

別途定める総合災害マニュアルにより、災害による事故などを未然に防止するとともに、発生時に速やかに安全確保の対応をいたします。

③避難訓練

災害発生を想定した訓練を行うにあたり、指示・誘導・連携体制及び防火機器の取り扱い等、事前に実施計画を立て、消防署、防火設備会社と連携します。

避難場所：木戸中学校

12. 当事業所をご利用の際の注意事項

①事業所に来た方は必ず事務室に声をかけてください。

②医療機関への受診について、緊急時以外の通院などをご家族の対応となります。

③事業所内の設備等のご利用に際し、設備・器具は本来の目的に従ってご利用下さい。ご

利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他
のご利用者に損害を与えた場合についてもその賠償をしていただくことがあります。

④事業所は禁煙です。

⑤お金などの貴重品は、ご利用者の責任で管理していただきます。ご利用者にひとつづつ
ロッカーを用意しています。

⑥宗教活動・政治活動・営利活動について

個人の考えや想いは自由ですが、他のご利用者に対する宗教活動や政治活動、営利活動
は控えてください。

⑦施設内でのケガなどについて

施設内でケガをしたり、施設の物を壊してしまったりした時などに備えて、傷害賠償保
険等への加入をおすすめします。一般就労を希望するご利用者については、企業実習を
進める上で必要ですので、保険の加入をお願いします。

⑧自転車通勤をされる場合について

自転車保険にご加入をお願いいたします。未加入の場合、万が一事故が起きた際も、当
事業所は一切の責任を負いかねます。

⑨無断外出の際に起きた事故等については、責任を負いかねます。

⑩暴力等の迷惑行為がないようお願いいたします。

13. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
評価結果の開示状況	無

重要事項説明確認書

私は、本書面に基いて事業者（氏名_____）からの重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービス（ワーカーズゆたか）の提供及び利用の開始に同意しました。

年 月 日

利用者 住所 〒

氏名

利用者の成年後見人等
（代理人） 住所 〒

氏名

続柄

年 月 日

当事業者は、 様に対する指定障害福祉サービス（ワーカーズゆたか）について、本書面に基き説明いたしました。

事業者	住 所	〒950-0893	新潟県新潟市東区はなみずき2丁目3番7号
	名 称	社会福祉法人	亀田郷芦沼会
	代表者	理 事 長	川瀬 裕
	説明者		

この重要事項説明書は社会福祉法第76条及び第77条に基く、厚生労働省令第171、172号（平成18年9月29日）の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。